

## 朱子学の高麗伝来と対元関係(その一) : 安珣朱子学 書将来説の再検討

森平, 雅彦

九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門 : 助教授 : 朝鮮中世史, 北東アジア史

<https://doi.org/10.15017/7968>

---

出版情報 : 史淵. 143, pp.65-103, 2006-03-01. 九州大学大学院人文科学研究院  
バージョン :  
権利関係 :

# 朱子学の高麗伝来と対元関係（その一）

——安珣朱子学書将来説の再検討——

森 平 雅 彦

はじめに

十三世紀末〜十四世紀の高麗に元朝治下の中国から朱子学がもたらされたことは、続く朝鮮王朝においてこれが体制教学としての地位を確立し、現在しばしば「儒教社会」と形容されるような朝鮮半島社会の諸特徴が形作られてゆく端緒となった。仏教を尊崇する一方で、儒教礼教主義に基づく支配秩序を標榜した高麗では、儒教が政治の規範、為政者に求められる学識として位置づけられたが、すでに高麗前期の知識人は、同時代の北宋性理学に関心を寄せ、ほぼリアルタイムに情報を得ていたらしい<sup>(1)</sup>。十二世紀後半に武臣執権期をむかえ、儒教が沈滞傾向に陥ってからも、その心性陶冶の志向は知訥や了世に代表される結社運動などの形で仏教にうけつがれ、こうした思潮が朱子学受容の土台になったとされる。南宋の朱熹（一一三〇〜一二〇〇）<sup>(2)</sup>によって大成された朱子学そのものは、ごく一部の人士に比較的早い段階で伝わっていた可能性もあるが、しかし、これが中央の官人社会に本格的に導入されて広く認知されるようになるには、元との関係の深まりをまたねばならなかった。

一二三一年より本格的な侵攻を開始したモンゴル帝国に対し、高麗は長年にわたり抵抗を続けたが、一二五九

（六〇年に元の世祖クビライと講和修交するにいたる。その後、高麗は対元協調路線をすすめ、歴代国王はモンゴル公主をめぐって元帝室の駙馬（女婿）となり（駙馬高麗国王）、モンゴル帝国の最高支配層たる王侯貴族集団の一員となった（高麗王位下）。また一二八七年からは元の最高地方統治機関のひとつとして征東行省が高麗の地に常設され、高麗王がその長官（丞相）を兼ねた。高麗在来の王朝政府は温存されたが、その国王はモンゴル帝国最上層部の構成員となり、形式的にはその版図が元の一地方単位としても位置づけられたのである。そしてかかる緊密な政治関係のもと、両国の間ではヒトとモノの交流がかつてない規模で活性化してゆく。

朱子学はこうした両国の密接な関係のもとで東伝した。かかる事実そのものは、すでに周知の事柄に属し、その概況に言及した論著は枚挙にいとまがない。近年では、高麗後期史に対する理解の深まりとともに、高麗知識人が朱子学を受容した内発的動機や、国内における朱子学の涵養過程について、研究はいつそう進展をみせている<sup>(3)</sup>。その際、朝鮮時代における普及と定着という結果論にとらわれず、史料が語る同時代の文脈に即して、当時の朱子学の実態理解がめざされるようになってきたことは、おおいに歓迎されるであろう。従来、高麗における朱子学を受容動機としては、政治・社会矛盾に対処するための実践的思想としての意義が指摘され、受容者の先見性や革新性が強調されてきた。そのこと自体は必ずしも誤りでないが、基本的には、十四世紀後半の高麗最末期を中心とする、最高レベルの知性における、あるいは政治的な言説に現れた、ひとつの局面というべきであろう。先行する時期を含めた、より幅広い知識人各層における、朱子学の多様な在り方に対する理解が、今後さらに深められなくてはならないのである<sup>(4)</sup>。

ところで、その際あらためて注目されるのが、朱子学東伝の背景にある対元関係上の諸条件である。この問題については従来それなりの注意がはらわれてきたが、いまだ具体的な理解が行き届いていない部分が少ないから残されている。しかし翻ってみるに、いわゆる「文化の歴史学」の成果をひもとくまでもなく、ある思想の伝播<sup>(5)</sup>・

普及とは、その思想の内容的・本質的水準のみによって必然的に引き起こされ、方向性がきまるのではなく、周辺の様々な社会条件——例えば教説の伝達媒体となる書物・教育・人間関係の在り方など——によって、その態が大きく左右され得るものである。したがって、そもそもの事の発端——朱子学伝来の契機がいかなるものであったかという問題は、高麗における朱子学文化の性格を論じるうえで、まず最初にふまえられるべき大前提といえる。その意味では、思想史の素人である筆者が、対元関係史の立場から朱子学伝来の外的条件について一考することも、思想史的理解を深化させるためには決して無駄ではあるまい。

ただし、もとより如上の問題については、時期的な変化をみすえながら多角的に議論を行う必要がある、一編の論考で全てを解決できるものではない。そこで研究の緒論として、まず本稿では、その最初期、十三世紀末に元との交流のなかで朱子学に接した先駆者とされる安珦の事跡をとりあげることにはしたい。安珦（一二四三—一三〇六）は初名を裕といい、本貫は順興（現・慶尚北道荣州市）、晦軒と号し、諡は文成、国学の振興に功績をあげ、没後の一三一九年（忠肅王六年）には文廟に従祀された官僚にして文人である。

彼については、一二八九年に時の忠烈王にしたがって元の大都（現・北京）に赴いた際、朱子の書を手録し、また朱子の肖像を写して、翌年これを高麗にもちかえたとの事跡が伝えられており、一般にはこのことが朝鮮への朱子学伝来の嚆矢とみなされている。しかしかかる所伝は、『高麗史』をはじめとする同時代ないしこれに準ずる記録類には確認されず、基本的には、十八世紀後半から二十世紀初にかけてくりかえし刊行された安珦の伝記書『晦軒先生実記』（以下『実記』と略称する）に、十九世紀初の段階で増補された年譜の記事に基づくものである。はるか後代の文献を典拠とすることから、植民地期に朝鮮朱子学史の先駆的な研究を行った尹潑均などは、当該記事の信憑性に疑問を呈し、これを採らなかつた。しかしその後も現在にいたるまで、多くの論者が、この所伝（以下、本所伝と称す）を全面的に受け入れるか、もしくは、周辺状況に符合する、または背馳しないとの

認識から、一定の範囲で信憑性をみとめてきたのである。

たしかに、五百年も後の編纂物に現れる所伝を無批判に史実とみなすのは問題であろう。しかし族譜をはじめとする朝鮮後期の編纂物に、他では知りえない高麗時代の文書や碑銘が移録されることもしばしばであるから、単に後代の文献というだけで事実無根とたたづけるわけにもいかない。そもそも『実記』は、純然たる安珦の伝記や遺文集というより、むしろ、高麗時代およびそれ以降の様々な人々によって書かれた安珦関連記事の録文集とでもいべき書物であり、その史料的价值は個別の記事ごとにその出典によって決まってくる。しかし尹瑢均の初歩的な指摘をのぞけば、従来の研究において、本所伝の成り立ちをその出典に立ち返って検討したものは、ほとんどないといってよい。それどころか、本所伝を収める安珦の年譜(以下〈年譜〉と略称する)や、『実記』という書物自体の成り立ちについてすら、具体的な理解を欠いてきたのである。

このうち『実記』の刊行史について、筆者は拙稿『晦軒実記』刊行始末初探(『年報朝鮮学』九、二〇〇六年)において、基礎的な事実関係を明らかにした。これをふまえて本稿では、〈年譜〉の記事の史料的人格を分析することで、本所伝の史実性をいかに評価すべきか、そして安珦の朱子学学習契機をいかに理解すべきか、再検討してみたい。

## 一 先行研究について

本所伝の信憑性について、まがりなりにも根拠を提示しつつ具体的に論及した研究は、実のところさほど多くはない。

最初にこの問題を取りあげた尹瑢均<sup>①</sup>は、前述のごとく本所伝の信憑性に懐疑的であり、「この晦軒集(『実記』)

は彼（＝安珣）の後孫が李朝中期になって、各書に散在せる記事を蒐集編纂せるもので、その中に引く家乗（＝本所伝の出典）の如きは、祖先の功績を余りに誇張せるために、前後矛盾を来たし、全く信ずるに足らぬ部分を生じている」（＝）は引用者註。以下同じ）と述べている。すなわち『実記』が後代の文献であること、および本所伝の典拠である「家乗」に誇張・矛盾が含まれることを、疑念の理由とする。とくに後者の具体例としては、〈年譜〉の他の箇所（甲辰年（二三〇四）条）に、「先生自少時、好性理之学、研究義理」（以下、引用史料中の傍点や傍線は引用者による）とある点が、彼が壮年期の一二八九〜九〇年にはじめて朱子学を将来したとする本所伝の内容に矛盾するとしている。

このように尹は、『実記』総体の信憑性を根本から疑い、『実記』所収の関連記事——安珣の遺文とされる「論国子諸生」において朱子学との出会いが語られることや、〈年譜〉の戊戌年（一二九八）条に安珣が元人に朱子学の知識を披露したとあること——についても、これを評価しない。そして『高麗史』卷一〇五・安珣伝に、安珣が晩年朱子の真像を掲揚し、これを敬慕してその号晦庵から一字をとって晦軒と号したとあることも、彼がはじめて朱子学を将来したことを必ずしも証明しないとす。そのうえで、『高麗史』卷一〇六・白文節伝附白頤正伝に、未だ東方に及ばぬ程朱の学を元において学んで帰ったと伝えられる白頤正<sup>9</sup>こそが、最初の朱子学将来者であると断じたのである。本所伝に対するこうした疑念は、さらに、安珣の子于器の墓誌（安軸『謹斎集』卷三所収）が、安珣の文廟従祀について述べながら、朱子学の将来については何ら言及しないこと。また安珣が中国に金文鼎を遣わし「六経諸子史」をもとめたという『高麗史』本伝にもみえる事跡について、〈年譜〉では入手物件として「朱子新書」を書き加え、これを『東国通鑑』に拠るとするが、実際には該書にかかる内容は存在しないということ（後述のごとくこれについては尹側の理解にも問題がある）からも、補強されている。

つぎに李丙燾<sup>10</sup>は、前述した安珣の遺文「論国子諸生」の出典を『実記』が権近『陽村集』と記すのに対し、実

際の『陽村集』には該当記事がみあたらないことを指摘して、『実記』の信憑性に疑念を表明した。しかし本所伝そのものについては、いったんは判断を保留するかのようにならながら、安珣が晩年に朱子を敬慕して自らも晦軒と号したという『高麗史』本伝の前述記事にもとづき、また当時の中国における朱子学の広まり具合を考慮して、最終的には、「あり得ることである」としている。

朴龍雲<sup>⑪</sup>もまた、『実記』の史料的価値に問題があることをみとめているが、安珣は一二八九年の入元直前に元によって高麗国儒学提挙に任命されているため、元都で中国の儒学者と出会い、書籍を目にした可能性が高いこと。また、のちに彼が国学振興に尽力し、晩年には朱子を敬慕して晦軒と号したことなどから、本所伝に相当の信憑性をみとめる。

一方、金柄九は、本所伝の信憑性を積極的に評価し、尹潄均の否定論を厳しく批判する<sup>⑬</sup>。ただし金の議論は、安珣が最初の朱子学将来者ではないという尹の論旨全体におよぶもので、本所伝に直接関わる部分はずくない。そこでは、『実記』が後世の編纂物であって誇張・潤色があるとしても、その信憑性を全面的に否定することはできないこと。また尹が問題視した〈年譜〉中の「先生自少時、好性理之学」という記事の「少時」は、「かつて」「若かりし時」くらいのニュアンスである可能性があり、本所伝の一二八九〜九〇年という紀年に矛盾するとはまではないえないことなどを述べている。

また近年では、辺東明がより精緻な議論を展開している<sup>⑭</sup>。辺は尹や李の説を参照して『実記』の史料的価値に慎重な姿勢をしめすが、安珣が一二八九年に入元して翌年帰国したことが事実であること<sup>⑮</sup>。また尹が最初の朱子学将来者とみる白頤正が、一二九八年に入元する以前に安珣から性理学の薫陶をうけていたらしいこと（白文寶『淡庵逸集』卷二・文憲公彝齋先生（白頤正）行状）。さらに一二九六・九七年頃に書かれたとみられる白元恒の詩題で、すでに安珣が晦軒とよばれていること（『東文選』卷二〇・次晦軒安相国珣韻上座主鄭雪齋可臣）など

を指摘し、一二八九年に安珣が高麗国儒学提挙に任命されたことも考慮して、安珣の朱子学受容は一二九〇年前後とみてよいだろうとしている。ただ慎重に朱子学の「受容」とのみ表現していることからうかがわれるように、必ずしも、朱子学書の手録という本所伝の内容自体を単純にみとめているわけではないらしい。

前述のように、単に『実記』が後代の文献であるという理由だけでは、本所伝に対する否定論は必ずしも成立しない。また『実記』や〈年譜〉の記事に潤色があるということも、それだけでは本所伝の信憑性を否定できる要件とはいえない。『実記』はもとより、後述のように〈年譜〉もまた、種々の文献から関連記事を集成したものであり、その信憑性は個々の記事に即して判断されなくてはならないからである。

尹瑑均が問題視する〈年譜〉中の「先生自少時、好性理之学」という記載も、金柄九の語義解釈には無理があるにせよ、そもそも当該記事を含む一連の文章の典拠として〈年譜〉に掲げられた安応昌の「安珣墓誌」、申翊聖の「言行記」、金世濂の「安珣神道碑」、林象徳の『東史会綱』が、いずれも十七・十八世紀の文献である(後述)。しかも問題の記載は前二者になく、後二者にも「少好学」と記されるのみであり、「学」を「性理之学」と称するのは〈年譜〉の潤色である疑いがある。もし他に根拠があるとすれば、十六世紀半ばの成世昌「白雲洞書院記」(後述)が安珣について「少好性理之学」と述べていることを指摘できるが、これとても同じような後代の述作であり、史実性は保証の限りではない。仮に史実を反映するとしても、「好性理之学」とは、安珣が性や理をめぐる議論に関心をもっていただけかかもしれず、狭義の朱子の教説をさすとは限らない。少なくとも、本所伝のほうに誤りであることをただちに意味するものではないのである。

しかし肯定論も、辺東明をのぞけば、主として『高麗史』からうかがわれる周辺状況を通じて「あり得ない話ではない」とするだけの間接的な論証にとどまっている。

確かに『高麗史』安珣伝の記載からみて、安珣が生前に朱子学徒になったことは、少なくとも間違いないであろう。



朱子を敬慕し、これにちなんで号したという以上、その学問について具体的な知識を有していたとみてよい。

尹瑑均は、白頤正が最初の朱子学将来者であるとして、その時期を一三二四年頃とするが、その根拠は、『東国通鑑』巻四二・高麗紀・忠肅王元年（一三二四）正月の

以洪奎為南陽府院君、金之謙為樂安君、李瑚判三司事、吳潛為三司使、白頤正僉議評理。時程朱之学、始行中国、未及東方、頤正在元、得而学之、東還……

という記事である。しかし『東国通鑑』の高麗時代部分は、もっぱら『高麗史』や『高麗史節要』の内容を再編集した記事からなる。右記事も、前段は『高麗史』巻三四・忠肅王世家・元年正月戊戌、後段は『高麗史』巻一〇六・白文節伝附白頤正伝の無紀年の記事をひきうつしたものである。後段記事は前段に現れた白頤正に関する付記といったほどのものであり、一三二四年という紀年がかかるのは、あくまで前段の任官記事のほうである。

白頤正による朱子学将来については、李齊賢の『櫟翁稗説』前集二にも「白彝齋頤正、從德陵（＝忠宣王）留都下十年、多求程朱性理之書以帰」とあるが、これは前述「文憲公彝齋先生行状」の「（戊戌（＝一二九八年）……八月、徵王（＝忠宣王）入朝。王如元、公（＝白頤正）以宿衛從之、留都下十年、多取程朱全書而帰」という記事と対応する。これによれば、頤正が元より朱子学を伝えたというのは、程朱の書をもたらしたことをいい、それは彼が一二九八年に忠宣王に随つて元都に赴いてから約一〇年後、一三〇七～八年頃のこととなる。しかしそれは安珦の没後であり、安珦はそれ以前に朱子学に接していたのである。

一方、辺東明は周辺史料を博搜して、安珦の朱子学受容は少なくとも一二九六・九七年以前にさかのぼることを指摘し<sup>16</sup>、具体的には一二九〇年前後と推定した。ただしこれは本所伝の信憑性に慎重な立場から、安珦が朱子学を内面化するにいたった時期を論じたものである。受容の前提となる朱子学との出会いが、本所伝にいうような出来事であったか否かは、別個の問題として残される。確かに前述のごとく、安珦が一二八九年に王に随つて

入元し、翌年帰国したことは間違いないので、本所伝の年次自体がただちに不自然というわけではない。しかし、このとき朱子書の書写という具体的な行為があったことを直接に裏づける同時代ないしそれに準ずる史料が他に  
あるわけではないのである。

ところで、先行研究が『実記』という書物、およびそのなかの〈年譜〉という編目の成り立ちについて具体的な理解を深めてこなかったことから、実は本所伝の典拠に関しては重要な知見が欠落している。そこで次に『実記』と〈年譜〉の成り立ちを確認していこう。

## 二 『実記』と〈年譜〉の成り立ち

『実記』の刊行に関する基礎的な事実関係は、前述のごとく拙稿『晦軒実記』刊行始末初探』で明らかにしたので、詳しくはそちらを参照していただくとして、ここでは概略を述べるにとどめる。刊行のプロセスは複雑であり、筆者の調査では、十八世紀後半から二十世紀初にかけて、版次の別、後修にともなう違いにより、少なくとも一〇種類の刊本が登場したことが判明している。まずそれらについて、筆者が便宜的につけた名称、編纂者、印刷形態、巻・冊数、刊行年（序・跋と付記するものは、序・跋の紀年にもとづき、その年ないしその後ほどない時期の刊行と推定されることを意味する）、刊地の順に記しておこう。

- (1)道東本 A 安克権 木版 不分卷一冊 一七六五年序 谷城道東廟か
- (2)道東本 B 安克権 木版 不分卷一冊 一七六六年跋 谷城道東廟か
- (3)重刊本 安在黙 木活字 四卷二冊 一八二〇年序 刊地不明
- (4)三刊本 I 安相溶等 木活字 四卷二冊 一八八三年跋 刊地不明

- (5)三刊本II 安明烈等 木活字 四卷二冊 一八八四年序跋 恩津竹巖里
- (6)続集本 安重燮 木版 本集不分卷一冊・続集不分卷一冊 一九〇五年 谷城道東廟
- (7)硯山本 安孝鎮等 木版 八卷三冊 一九一〇年 晋州硯山
- (8)道統本A 安明植等 木版 五卷三冊 一九二三年 晋州硯山道統祠
- (9)道統本B 安明植等 木版 五卷三冊 一九二三年以降 晋州硯山道統祠か
- (10)道統本C 安明植等 木版 五卷三冊 一九二四年以降 晋州硯山道統祠か

これらは安珦の後孫を中心に、ときには族外の士林をまきこんで編纂刊行された。まず初刊の道東本は、十八世紀後半に安珦の事績の湮滅をおそれた安克権によってまとめられ、部分的な違いのある二種類の刊本が印出されている(1)(2)。十九世紀初には『実記』の未普及を懸念した安在黙によって増訂重刊される(3)。十九世紀後半には各邑郷校への普及をめざして順興安氏族人の協業により三刊本Iが刊行されたが(4)、直後に関係者の一部が成均館(国学)をまきこんで別途に三刊本IIを刊行する(5)。一九〇五年には安重燮が道東本と重刊本の内容を中心に続集本を刊行し(6)、一九一〇年には晋州地方の族人や族外の士林が中心となり、「四刊本」として硯山本を刊行した(7)。そしてその版木を収めた晋州道統祠において、一九二三年に「五刊本」として道統本が刊行され(8)、のちに二種類の後修本が印出された(9)(10)。

各刊本の内容は一様ではなく、巻数や編目構成が異なったり、同じ編目についても文面に異同がみられたりする。新版を企画する際には旧版の不備が指摘され、多くの場合、若干の削減とより多くの増補が行われるため、最終的には当初の三倍ほどの内容量に膨れあがっている。従来の研究において『実記』の版種に注意がはらわれることはほとんどなかったわけだが、版種に留意せずに『実記』を利用するのは、精確な記事理解のために甚だ危険である。

問題の〈年譜〉は、重刊本が刊行された際、編修をおこなった安在黙が作成、増補したもので、これが以後の各刊本にひきつがれてゆく。安珣の生涯にとどまらず、その没後から〈年譜〉編纂時にいたるまでの顕彰事業をあわせて収録するのが特徴であり、重刊本以降の各版では、前版の刊行後、当該版が刊行されるまでに行われた安珣顕彰事業を追記している（ただし続集本は旧版（重刊本）の内容の転載）。道統本Cの場合は、道統本Bに対する後修として同時期の出来事を追記してもいる。改版ないし後修の際、旧刊本の記事内容に変更が加えられることもある。また一九一五年には晋州道統祠で〈年譜〉のみを抜粋修訂した『安子年譜』が編まれ、『孔子編年』『朱子年譜』との合本で一九一九年に刊行されている。

安在黙は、重刊本巻一に収められた識語で、〈年譜〉の作成経緯を詳しく説明している。すなわち、道東本では安珣の官人としての事跡について、『高麗史』本伝から一〇余条を抄出するにとどまり、「忠宣王を諫」めたこと、「権倖に忤」ったこと、「臧獲」（奴婢）を国学に「納」めたこと、国学のために「宅を献じて移居」したこと、群臣が忠烈王の嬖臣呉祁の罪を「元使に愬」えて「王宮を困」んだ際、これに加わらなかつたこと、大都で「朱子の書を録」したこと、元の「学官と性理を論」じたことなど、重要な事項が抜け落ちてゐる。また安珣の肖像の致祭について年次を忠烈王三四年（一一三〇八）に誤つてもいる。そこで在黙は、鄭麟趾『高麗史』、徐居正『東国通鑑』、兪槩『麗史提綱』、林象徳『東史会綱』などの諸史や諸家の文章を博搜して、付き合わせて考証し、欠誤を補正して年譜一編を作成し、朱子の伊川年譜の例により各条に出典を注記したという<sup>①</sup>。

安在黙が安珣の履歴を復元するうえで、〈年譜〉の記事の典拠として注記した文献は、識語で言及されたもの以外にも様々である。成立時期が判明または粗々推定されるものから、おおよその年代順に整理すると次のようになる。

竹屋公誌 安珣の子于器（一二六五〜一三二九。号は竹屋）の墓誌。安軸（一二八二〜一三四八）が撰述し、そ

の『謹齋集』卷三に収載。

樸翁稗説 李齊賢(一二八七〜一三六七)撰の筆記雑録。前集と後集にわかれ、前集の序には至正壬午(一三四二)の紀年がある。〈年譜〉では「稗説」とも略称。

高麗史 鄭麟趾等撰の紀伝体史書。一四五一年成立。〈年譜〉では「世家」、「列伝」(安珦伝)、「選舉誌」、「某伝」などと編目名ごとにわけて記載される。

東国通鑑 徐居正等撰の編年体史書。一四八四年成立。〈年譜〉では「通鑑」とも略称。

慵齋叢話 成俔(一四三九〜一五〇四)撰の筆記雑録。〈年譜〉では「叢話」とも略称。

謏聞録 曹伸(一五世紀後半に活躍)撰の筆記雑録『謏聞瑣録』のこと。

院記 成世昌(一四八一〜一五四八)撰「白雲洞書院記」のこと。三刊本I・三刊本IIをのぞく『実記』各刊本に録文が収録。周世鵬が白雲洞書院(のちの紹修書院)を建立した一五四三年頃の作か。

松京訪古録 閔聖徽(一五八二〜一六四七)撰。開城の古蹟探訪記とみられる。〈年譜〉では「訪古録」とも略称。

墓誌 安珦の墓誌で、録文が『実記』各刊本に収録。後孫の安応昌(一六〇三〜一六八〇)が選述。文末に記されたその紀年は、『実記』の刊本によって「皇明崇禎九年丙子(一一六三六年)冬十四代孫応昌再拜謹誌」とするものと、「戊子(一一六四八年)冬」とのみ記すものにわかれるが、より詳細で形式が整い、かつ初刊本の表記でもある前者が本来の文章であろう。後者はこれを略記した際に丙を戊に誤ったものとみられる。〈年譜〉では「誌」とも略称。

神道碑 安珦の神道碑。金世濂(一一五九三〜一六四六)が崇禎一二年(一六三九)に撰述。録文は『実記』各刊本のほか、撰者の『東溟先生集』卷八に収載。〈年譜〉では「碑」とも略称。

碑陰 右の神道碑の碑陰か。

言行記 名行記、あるいは行状ともいう。安珣の伝記で、申翊聖（一五八八～一六四四）が発末年（一六四三）に撰述。録文は『実記』各刊本のほか、撰者の『楽全堂集』巻一四に収載。

郷閭壇記 安応昌が順興の祖宗旧宅址に祀壇を設けた際に著したもので、甲午年（一六五四）の作。録文は『順興安氏族譜（乙巳大譜）』（一八四五年）<sup>18</sup>順興安氏族譜碑誌総録に収載。〈年譜〉では「壇記」とも略称。

追遠録 安応昌撰。順興安氏の祖宗に関する記録とみられるが詳細不明。

麗史提綱 兪榮（一六〇七～一六四四）撰の綱目体史書。

東史会綱 林象徳（一六八三～一七一九）撰の綱目体史書。〈年譜〉では「会綱」とも略称。

太学成典 国学（成均館）に関する記録とみられるが詳細不明。成立時期の手がかりとして、『実記』各刊本の〈諸賢撰述（諸賢記述）〉に引くその逸文には、安珣が国学に奴婢を寄進して以来、今に至るまで「四百余年」という文言がみえる。この奴婢寄進の逸話は正確な年次が不明だが、安珣が国学振興にあたった十四世紀初め頃に想定されるので、ここでも同様な認識であるとすれば、『太学成典』は十八世紀初め頃の文献ということになる。

世乗 安羽済（一七二〇～一七八四）撰。順興安氏の家史・系譜記録とみられるが詳細不明。

家乗 順興安氏によるその家史・系譜記録とみられるが詳細不明。

家譜 順興安氏によるその家史・系譜記録とみられるが詳細不明。

枢密公碣 安珣の祖父永儒（枢密院副使上護軍を追贈）関係の記事とみられるが詳細不明。

考蹟 李松齡撰『麗儒考蹟』のこと。十六世紀半ば以降に成立。これについては後述する。

次に重刊本の〈年譜〉に記された安珣の履歴を典拠文献とともに整理しておこう。〈年譜〉では、おそらくは元を中華の正統とみとめない立場から、南宋の年号と干支、および安珣の年齢をもって紀年し、南宋滅亡後は干支と安珣の年齢のみで記す。各年条では、一つないし複数の綱文を記し、必要に応じてそれぞれに詳細内容・関連

記事などの付記事項を一つないし複数、一格さげて付す（綱文がなく、付記事項に相当する記事のみの年条も四ヶ所ある）。典拠文献名は綱文と付記事項それぞれに注記される。

以下に示す〈年譜〉の項目一覧では、年次を干支と西暦と安珣の年齢で記し、一つの綱文とその付記事項を併せて一項目とし、原則として綱文をもとに梗概を記し、（ ）内に典拠を付す。同一項目内で同じ典拠名が複数箇所に注記される場合でも、表示は一回のみとするが、『高麗史』については、〈年譜〉の記述方針にしたがって、世家・某志・某伝の別に表示している（このうち「列伝」とあるのは安珣伝）。なお丸数字は整理番号である。

- 癸卯（一二四三） 一歳 出生（家乗／壇記／院記／枢密公碣）……………①
- 壬子（一二五二） 一〇歳 幼年時の人となり（列伝／家乗）……………②
- 丁巳（一二五七） 一五歳 少年時の勉学（壇記／院記）……………③
- 庚申（一二六〇） 一八歳 科挙及第（家乗／列伝／選挙志／柳墩伝／樸翁稗説）……………④
- 乙丑（一二六五） 二三歳 校書郎に補され直翰林に遷る（列伝）……………⑤
- 庚午（一二七〇） 二八歳 于器誕生（竹屋公誌／墓誌）……………⑥
- 辛未（一二七一） 二九歳 三別抄の難より脱す（世家／列伝／東国通鑑／考蹟）……………⑦
- 壬申（一二七二） 三〇歳 西道に奉使し内侍院に召される（列伝／考蹟）……………⑧
- 乙亥（一二七五） 三三歳 監察御史に遷る（列伝／世乗）……………⑨
- 丁丑（一二七七） 三五歳 尚州判官を拝し女巫を杖す（列伝）……………⑩
- 戊寅（一二七八） 三六歳 尚州での治績により版図司佐郎を拝す（列伝／考蹟）……………⑪
- 壬午（一二八二） 四〇歳 監察侍御史に移り国子司業に陞る（列伝／世乗／考蹟）……………⑫
- 壬午（一二八二） 四〇歳 于器、進士に登第（竹屋公誌／家乗）……………⑬

戊子 (一二八八)	四六歳	右司議大夫より左副承旨に移る (世家／列伝／東国通鑑／東史会綱)	14
		群臣宴にて詩を製進する (世家／東国通鑑)	15
		左承旨を以て貢挙を同知する (選挙志／考蹟)	16
己丑 (一二八九)	四七歳	征東行省員外郎となり左右司郎中・高麗儒学提挙を加える (列伝／言行記／東国通鑑／神道碑／墓誌)	17
		王に従つて元に赴く (世家／東国通鑑)	18
庚寅 (一二九〇)	四八歳	朱子の書を録し真像を画いて帰る (考蹟／家乗)	19
		帰国して副知密直司事を拝す (東国通鑑)	20
壬辰 (一二九二)	五〇歳	王が宅に御す (世家／東国通鑑)	21
癸巳 (一二九三)	五一歳	功臣号賀宴にて詩を進ず (世家)	22
甲午 (一二九四)	五二歳	同知密直司事を以て東南道兵馬使となり合浦に出鎮する (世家／列伝)	23
		知貢挙を以て召される (世家／列伝／家乗／諛聞録)	24
		貢挙を知す (世家／選挙志)	25
		知密直司事に陞る (世家)	26
乙未 (一二九五)	五三歳	密直司使に陞る (世家)	27
丙申 (一二九六)	五四歳	三司左使に移る (世家)	28
丁酉 (一二九七)	五五歳	僉議参理・世子貳保を拝す (世家／墓誌)	29
		精舎を築き孔朱二夫子の真を奉安する (列伝／神道碑／墓誌／東国通鑑／松京訪古録)	30



- 戊戌(一二九八)五六歳 参知機務・行東京留守・集賢大学士・鷄林府尹を拜す(世家/列伝)……………31
- 僉議参理・修文殿大学士・監修国史を拜し、忠宣王に従って元に赴く(世家/列伝  
/東国通鑑/東史会綱/麗史提綱/追遠録/世乗/考蹟)……………32
- 己亥(一二九九)五七歳 修国史に復す(世家)……………33
- 庚子(一三〇〇)五八歳 賛成事に陞り中賛等を加えて致仕する(列伝/家乗/考蹟)……………34
- 賛成事に復す(列伝/家乗/考蹟)……………35
- 辛丑(一三〇一)五九歳 国学のために献宅移居する(訪古録/世家/東国通鑑)……………36
- 国学に俸銭を施し臧獲を納める(慵斎叢話/世乗/家乗/太学成典)……………37
- 百官の銀布を養賢庫に帰せしむ(列伝/東国通鑑)……………38
- 癸卯(一三〇三)六一歳 金文鼎を江南に送り先聖・七十子の像を描き祭器・楽器・諸経史を購う(世家/列  
伝/東国通鑑/考蹟/家乗)……………39
- 元使を郊に餞す(呉祁伝/東国通鑑/考蹟)……………40
- 侍郎賛成事・判版図司監察司事を拜す(世家/世乗)……………41
- 甲辰(一三〇四)六二歳 贍字銭を置く(世家/東国通鑑/考蹟)……………42
- 国学の大成殿が成る(世家/列伝/選舉志/東国通鑑/櫟翁稗説/考蹟/家乗)……………43
- 文を作つて諸生に諭す(東史会綱/言行記/神道碑/墓誌)……………44
- 判密直司事・都僉議中賛を以て致仕する(世家/列伝/世乗/考蹟/東国通鑑/神  
道碑/墓誌/家乗)……………45
- 乙巳(一三〇五)六三歳 于器、密直副使に陞り試考を掌る(選舉志/竹屋公誌)……………46

丙午（一三〇六）六四歳 死去（列伝／東国通鑑／碑陰）……………<sup>④⑦</sup>

大徳山に葬す（墓誌／家乗／列伝／東国通鑑／家譜）……………<sup>④⑧</sup>

以上のように〈年譜〉では、『櫟翁稗説』や『高麗史』など高麗の同時代史料やこれに準ずる史書のみならず、後代の多種多様な文献を同列に利用しており、この点、現代歴史学の観点からみて穏当とはいえない部分がある。ただし圧倒的な比重を占めるのは、全体の約八割となる計四〇項目、世家・伝・志をわけて数えれば五三件にわたって参照された『高麗史』である。これに続く『東国通鑑』は一八項目、『麗儒考蹟』は一四項目、『家乗』は一三項目と大差がつき、その他はせいぜい数項目以内の局所的な参照にとどまる<sup>④⑨</sup>。

全ての典拠について原文（逸文の場合を含む）を確認できる記事をみる限り、若干の例外をのぞけば、一部に用字の変更や語句の添削を加えつつも、大筋において原典の文章をそのままひきうつすか、あるいは、原典の字句を活かしてこれを要約したり組み直したりした文章となっている<sup>⑤⑩</sup>。後者の一例として、<sup>⑤⑪</sup>

参功臣号賀宴、作詩以進。

という綱文は、典拠である『高麗史』卷三〇・忠烈王世家・一九年四月癸丑の

宴于大殿、賀功臣号。安珣作詩以賀、賜米五十石。

という記事の語句を取捨して文章を簡潔に組み直したものとなっている。

一つの記事について典拠が複数にわたる場合、それぞれの字句を適宜におりまぜて文章が構成される。例をあげると、まず<sup>⑤⑫</sup>の付記事項の一つである

先生 請以密直致仕李愔・典法判書李瑱為經史教授都監使、又薦李晟・秋適・崔元冲等、一經置兩教授、令

禁内学館・内侍・三都監・五庫・七管十二徒諸生、皆從而學習、**横経受業者、動以數百計。**

という記事は、『東国通鑑』卷四一・高麗紀・忠烈王三〇年五月、『高麗史』安珣伝、『高麗史』卷七四・選挙志・

学校・忠烈王三〇年五月、『櫟翁稗説』を典拠とし、それぞれの文面が囲み線、波線、網かけ、ゴチック体の部分に相当する。また⑳の付記事項の一つである。

未幾還国、世子銜之、後忠宣即位、先生已歿、将罪先生子竹屋公、会有赦免、及伝位忠肅、忠肅除竹屋公密直副使兼大司憲、上王以不快先生之故、罷之、以趙珣代之、珣即趙妃弟、有寵於上王故也。竹屋公有公輔望、而無内援、無罪見罷、識者惜之。

という記事は、『高麗史』安珣伝附安于器伝と『麗史提綱』卷一七・忠肅王紀・三年二月を典拠とするが、それぞれの文面がゴチック体、囲み線の部分に相当する。後者の文例の場合、撰者が比較的多くの語句を補い、文意を明確にしていることがわかる。

ただし一方の典拠の文章が簡略で、その語句が他の典拠に全て含まれてしまう場合もある。また記事系統が共通するために複数の典拠間ではじめから文章が似通っていることもしばしばである。とくに『東国通鑑』は、前掲④の記事のごとく『高麗史』とほぼ同文であることが多い。それは『東国通鑑』自体が『高麗史』を主要な典拠として編纂されたためで、本来その史料的价值は相対的におちるのである。ただ字句の違いを仔細にみていくと、〈年譜〉の撰者は別段『高麗史』を主、『東国通鑑』を従として扱っているわけではないようで、前掲④の記事のように『東国通鑑』固有の表現の方が採用されているところもある。

このように〈年譜〉の記事は、典拠をいちいち示し、比較的その字句に忠実に構成されていると考えられる。紀年に問題がある事跡について、撰者が文献間の異同を対照するなど、これに対する解釈を按文に示した記事もある（②③⑨⑫⑬⑰⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿）。内容上の問題点について考察が注記されることもある（⑫㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿など）。その意味では、〈年譜〉それ自体が第一級の史料であるとはいえないものの、少なくとも関係資料目録としての価値があり、あるいは初のより本格的な安珣研究とでもいうべき趣がある。

しかし〈年譜〉の記述には正確さを欠く部分も少なくない。その最たるものは典拠の誤表示であり、もっぱら『東国通鑑』や『高麗史』について、原典に該当ないし関係する記事が存在しないことがある（少なくとも②①②④③⑥④⑤にはそのような記事がある）。また提示された典拠文献では年次が判明しないはずなのに、根拠を示さずこれを表示している場合もある（⑤②①）。これが全く任意の憶断ではないとすれば、撰者が当該事件を別の事件に関連づけて繋年したものと考えられる。<sup>(21)</sup>なお、なかには時期比定を誤っているものもある。<sup>(22)</sup>以上の問題は、〈年譜〉を参考にして安珦の事跡を復元する際、個別に注意すべき点である。

### 三 朱子学書将来説の信憑性

問題の朱子学書の将来に関する『実記』重刊本の〈年譜〉庚寅年（一二九〇）条の記事（①⑨）は、次のようなものである。

#### 【綱文】

録晦菴朱夫子書、并画其真像以歸 家乗  
考蹟

#### 【付記事項】

時朱子書、新行於燕都。先生始得見之、潛心篤好、知其為孔孟正脈、遂手録其書、又写其真像而歸 家乗  
考蹟  
すなわちその典拠は『家乗』と『考蹟』であるという。前述のごとく両者とも『高麗史』をのぞけば、〈年譜〉

においては比較的参照件数の多い文献である。前述のごとくこのうち『家乗』は、順興安氏によるその家史・系譜記録の類とみられる。一方『考蹟』は、重刊本以降の『実記』各刊本の〈諸賢記述（諸賢撰述）〉に数条の抜粋文が収められる李松齡撰『麗儒考蹟』に相当する。題名のとおり高麗時代の儒者の事跡についてまとめた書物と

みられるが、筆者の知る限り本書の現存は確認されず、これに関する他の引用・言及例を見いだすこともできなかった。安在黙は重刊本の識語において、その編纂のため新たに収集した文献のひとつに「李寺正松齡麗儒考蹟」の「草卷」をあげている。そもそも刊本となることはなかったのかもしれないが、少なくとも広範に流布した著作でなかったことは確かであろう。

⑱の記事は、その後の三刊本Ⅰや、重刊本の〈年譜〉をそのまま転載した続集本では、前者において并を並につくる以外、全く同様に記されている。ところが三刊本Ⅱでは、本文を三刊本Ⅰと同じく記しながら、典拠文献の注記から『考蹟』が消えて『家乗』のみになり、この記載が硯山本に踏襲される。さらに『安子年譜』の段階になると、本文自体も次のように若干かわり、少々字句が出入りするものの、これが道統本に継承される。

## 【綱文】

留燕京手抄朱子書、又摹写孔子朱子真像

## 【付記事項】

時朱子書、未及盛行於世。先生始得見之、心自篤好、知其為孔門正脈、遂手録其書、又写其孔朱而帰。自是講究朱書、深致博約之工。家乗

前述のごとく尹瑑均は本所伝について、誇張・潤色のある『家乗』に基づくものであるから信頼できないとし、『考蹟』については言及をしていない。一方、その論文中に引用された〈年譜〉当該年条本文の記事は、重刊本系統のものである。とすると、尹のみた『実記』は、三刊本Ⅱないし硯山本だったことになる。<sup>23</sup>しかし本来、本所伝のより原初に近い形を確認するには、重刊本を参照する必要がある、ここでは典拠として『家乗』に加えて『考蹟』が参照されているのである。そこで重刊本卷二・諸賢撰述にひかれた『考蹟』の文章をみると、本所伝の典拠になったとみられる内容が次のようにある。

李公希儉為長湍時、檢田過一村舎、見故卷、記晦軒事頗詳。其赴元始見朱子書、潛心篤好、知為孔孟正脈。其書時未大行於燕、手録而帰、并画其真、築舎掲之、朝夕瞻謁、以致敬慕。

すなわち、李希儉が長湍を治めた際、檢田中にある村舎に立ち寄ったところ、古文献に晦軒の事跡が詳細に記してあった。その内容は、<sup>24</sup>「晦軒が元に赴いてはじめて朱子の書をみて心うたれ、孔孟の正脈をつぐものであることを知った。その書はまだ燕（現・北京地方）であまり普及しておらず、これを手録して持ち帰り、また朱子の肖像を画いてこれを掲揚して敬慕した」というものであった、というのである。

ここでいう李希儉は朝鮮明宗・宣祖につかえた著名な文臣をさすとみられ、生没年が一五一六〜七九年、本貫は全州、字は景質、号は東臯・菊斎である。その神道碑によると、<sup>24</sup>彼が長湍の守令（府使）になったのは、庚申年（一五六〇）に司諫となり、戚臣李樑を論劾して一時左遷されたときのこと、癸亥年（一五六三）には中央に復歸したという。すなわち右のエピソードの時代設定は十六世紀半ばであり、『考蹟』は少なくともそれ以降の作であることがわかる。

前述した安在黙の識語の言及によれば、『考蹟』の撰者である李松齡は「寺正」（正三品）の肩書をもつ。追贈の類である可能性も完全には排除できないが、ひとまずはそれなりの大官であったとみておくことができよう。同姓同名の人物が十七世紀半ば〜十八世紀初めの『承政院日記』に多数あらわれるが、職位等の記されるケースでは、「副司果」「司僕寺主簿」「戸曹佐郎」「司稟正」「副司直」「郎庁」や、種々の外官職のほか、「幼学」などがある。<sup>25</sup>また趙綱が一六六八年に撰した「漢陰先生文集序」（李德馨『漢陰文稿』序、趙綱『龍洲先生遺稿』卷一一）にも「尚牧」（尚州牧使）の「李松齡」がみえる。これらのうち、『承政院日記』仁祖二五年（一六四七）一二月三日条にみえる司稟寺正（御廩の米穀と内供の醬等を掌る司稟寺の長官）の李松齡は、寺正という肩書の一致から、『考蹟』の撰者その人である可能性をひとまず想定できる。ただ残念ながら、その具体的な人物像は全く不明

であり、他の史料にみえる種々の李松齡とどこまで同一人物であるか否かもわからない。しかしいずれにせよ、『考蹟』の所伝は、十六世紀半ばに李希儉が長湍の一村舎で目にした書物中にそのような逸話が書かれていたという逸話を、さらに李松齡（一七世紀半ばの人か？）が著録するという、二重三重の伝聞情報なのである。

重刊本における〈年譜〉の⑬の記事の場合、網文は付記事項の内容を要約したものとなっている。そこで付記事項のほうを『考蹟』の記事と比較してみると、用字と字句配列に若干違いがあるものの、〈年譜〉の記事は『考蹟』とほぼ同じ文言を用いて構成されていることがわかる。すなわち次のゴチック体の部分が『考蹟』の文言と共通するところである。

時朱子書、新行於燕都、先生始得見之、潛心篤好、知其為孔孟正脈、遂手録其書、又写其真像而歸。

〈年譜〉が「未大行於燕」を「新行於燕都」としていることや、朱子の肖像を模したことを在元中の出来事と述べるあたりは、『考蹟』の叙述と異なる点であり、字句配列の違いとあわせて、『家乗』に基づく記載である可能性が考慮される。しかし微妙な違いでもあり、撰者の安在黙が基本的に『考蹟』の字句に基づいて文章を組み直したうえで、当人なりの内容解釈をもって表現に若干手を加えたものとみることが可能である。

あるいは、『安子年譜』以降の変化した文面こそが、典拠の表示通り『家乗』に基づくものかもしれない。しかしこの場合、二十世紀の人間が実際には『家乗』を参照せずに潤色した文章である可能性が懸念されるし、『家乗』に基づくとすれば、逆にこれがなおも『考蹟』の記事に似通った文章である点が注意されよう。

このように、重刊本における本所伝の主要な典拠が『麗儒考蹟』であったことは間違いないが、一方、これと異なる『家乗』独自の文章の存在は必ずしも明瞭ではない。少なくとも朱子書の手録という所伝の核心部分についてはそうである。このような場合、前述したような〈年譜〉の文章構成パターンからすれば、『家乗』の記事はごく簡略なものであったか、そもそも『考蹟』と似通った文面であった可能性も考えられる。

ところで筆者には、ここでいう『家乗』が古い来歴をもつ文献であるとは、にわかには信じがたいところがある。周知のごとく、安珣は死後まもなく文廟に從祀されて国家的な奉祀の対象となったが、それは朝鮮王朝にも継承されている。これに伴い、朝鮮前期、太宗二年（一四〇二）には、王が文廟で積奠を親行した際、安珣後孫の賤（軍？）役不属と録用を命じ、成宗十三年（一四八二）には王命によって安珣の墳墓を整備し、墓田と守塚軍三〇名を置いたという。また明宗七年（一五五二）と宣祖六年（一五七三）には、安珣後孫の軍役免除が指示されたという。<sup>(26)</sup> 何より中宗三十八年（一五四三）には、周世鵬によって順興の地に安珣を祀る白雲洞書院が設立され、一五五〇年に朝鮮朝最初の賜額書院、紹修書院となるのである。他にも、この時期の『朝鮮王朝実録』には、文廟祭祀や、安珣が国学に献納した奴婢の問題などをめぐり、安珣の事跡に関する言及がしばしば登場する。そして朝鮮後期、十七世紀以降になると、安珣の後孫や族外の士林たち、あるいは王朝政府による、立碑・建廟その他の安珣顕彰事業がますます活発化するのであり、『実記』の記載内容のかなりの部分は、こうした事業に関する様々な録文によって占められている。

ところが〈年譜〉の成立以前において、安珣の学問上の功績としては、後述するようなすでに十八世紀後半に入ってからの一例をのぞくと、もっぱら『高麗史』本伝に書かれている内容が言及される程度であり、本所伝が触れられることは管見の限りない。それどころか、朝鮮前・中期の『実録』にみえる官僚・士人の言論においては、「道統」の伝承という点において安珣の功業は程朱の比ではなく、<sup>(27)</sup> 微々たるものにすぎないという冷淡な評価まで下されている。この時代、安珣の後孫は決して官界から遠ざかっていたわけではなく、安珣（一四三七〜一五〇三。工曹参判）、安琛（一四四五〜一五一五。工曹判書）、安珣（一五〇一〜一六〇〇。左議政）といった高官クラスをふくめて官僚を輩出していたにも関わらず、である。

逆に〈年譜〉（以下重刊本による）中の参照箇所から想定される『家乗』の記事は、安珣の儒学者としての資質、



また朱子学との関係を強調する内容を含んでおり、これらはいずれも他の文献では確認されない事項である。すなわち庚申年（一二六〇）条④には

礫有藻鑑、三典礼罔（二闡の誤り）、取人先器識、而後文芸。所得皆知名士、李尊庇・安珣・李混是也。見先生文歎賞曰、他日必成大儒。

という付記事項の本文があり、その典拠は『高麗史』卷一〇五・柳璈伝、『櫟翁稗説』、『家乗』であるという。このうち科挙に及第した安珣が柳璈によって将来の大儒と嘱望されたことを記す傍線部の内容は、前二者にみられないもので、『家乗』に基づく記載と考えられる。

さらに癸卯年（一二〇三）条③⑨には

先生又以余貲付博士金文鼎等送江南、画先聖及七十子像、并購祭器・樂器、又憂東方経籍不備、広購六経・諸子史・朱子新書、五月還。

という付記事項の本文があり、その典拠は『高麗史』安珣伝、『東国通鑑』、『家乗』であるという。このうち安珣が遣わした金文鼎により中国から将来された物件に朱子新書があつたことを記す傍線部の内容は前二者にみられないもので、『家乗』に基づく記載と考えられる。

また甲辰年（一二〇四）条④③には

諸生有不礼先進者、先生将罰之、生謝罪。先生戒之曰、吾視諸生、猶吾子孫。諸生何不体老夫意耶。遂引至家、飲之以酒、諸生相告曰、先生待士以誠如此。若不化服、豈為人哉。相戒莫敢違。自是儒風大振、願学之士雲集、始皆知有道学矣。

という付記事項の本文があり、その典拠は『高麗史』安珣伝と『家乗』であるという。このうち安珣によつてはじめて道学が教授されたことを記す傍線部の内容は前者にみられないもので、『家乗』に基づく記載と考えられる。

もちろん、同姓同本を標識とする父系血縁に対する意識が強まり、これに基づく氏族集団（門中）の形成が顕著に進むのは、一般に朝鮮後期に入ってからのことであるから、朝鮮前期においてある祖宗伝承が一部の後孫に伝わっていても、それが後孫全体で共有されたとは限らないかもしれない。しかし父系血縁集団の発達を表す指標の一つである氏族全体の族譜（大同譜）の編纂は、順興安氏の場合、すでに一五四六年の『丙午譜』にはじまり、一六五九年にも『己亥譜』が編まれ、十八世紀以降はさらに活発になる。<sup>29</sup> その族的結合と氏族情報の集約は、比較的早い段階で一定レベルに達していたとおもわれる。本所伝に加えて上記のような逸話を収める『家乗』が後孫のもとに早くから存在しておれば、朱子学が体制教学とされた朝鮮時代において（実際には浸透に長い年月を要したとはいえ）、それがかくも長らく歴代の安珣顕彰事業のなかで活かされずにいたであろうか。このことは『家乗』が朝鮮後期になってから成立した可能性を疑わせるものである。

重刊本卷三・祠享録に収められた〈桃洞祠宇宮建時告家廟文〉には、安珣の事跡について「一見朱書、潛心篤好、掲真寓慕」と記した一節がある。順興安氏によって王都漢城（現ソウル）崇礼門（南大門）外の桃洞に安珣の祠堂が建立されたのは英祖四一年（一七六五）のことで（『安子年譜』）、管見ではその祭文においてはじめて安珣と朱子書の出会いが述べられるのである。<sup>補注</sup> ここでは必ずしも在元中の出来事であるとは明言していないが、興味深いのは「潛心篤好」の四字が『考蹟』の文言に一致する点であり、あるいはこのころ、安珣の後孫が『麗儒考蹟』の記事を知ったのかもしれない。もちろん、現在『家乗』の記事を直接参照できない以上、『家乗』に同様な文言があり、これに基づいている可能性も否定できない。本所伝に関する『考蹟』と『家乗』の記事の成立時期については、これまでに述べた以上のことを明らかにし得ず、相互関係の有無も結局不明なままである。しかし本所伝の基本的な形が一八世紀後半までにできあがっていた可能性は指摘できるだろう。

以上のように、『家乗』の記事内容が後代の述作である疑いが拭いきれず、『考蹟』の記事も逸文をみる限り史

実性が積極的に保証されないことを顧みるならば、不確実な根拠に基づく本所伝を、現時点で自明の史実として扱うべきではないと考える。後代の人間が遠祖を顕彰する際には潤色が加えられがちであるという一般論にも、やはり充分留意すべきだろう。

また重要な点は、『麗儒考蹟』にしても、安珦の朱子学書将来が一二八九〜九〇年の出来事であるとは述べていないことである。では『家乗』の方にそのような記載があったかといえば、そうとも限らない。安珦が一二八九〜九〇年に入元したことは『高麗史』世家（註15参照）に明らかであるから、このことを〈年譜〉の撰者が紀年不明の朱子学書将来説に結びつけることは充分にあり得ることである。実際、前述のごとく安在黙は、他でも紀年不明の事跡について、これを別事件に結びつけて繋年した形跡があるのである。あるいは『家乗』に年次が記載されていたとしても、『家乗』編纂の段階でそのような繋年操作を行った可能性も考えられよう。

#### 四 安珦と朱子学の出会い

ことわっておくと、筆者は必ずしも本所伝の史料的价值を全否定するものではない。ただ肯定要素が否定要素に勝っているとはいえない現時点において、これに基づく立論には慎重を期する必要がある、ましてこれを通説化するようなことは慎むべきであるとの立場である。しかし筆者が本所伝に疑問を抱く理由は、単に典拠史料の問題ばかりではない。

そもそも一二八九〜九〇年における安珦の入元とは、国王に随行しての一次的なものであった。『高麗史』卷三〇・忠烈王世家によれば、一行は忠烈王一五年（一二八九）十一月壬子（七日）に王都開京を発ち、翌年三月丁卯（二四日）に帰着した。全日程は四ヶ月半ほどである。開京から元の冬都である大都までの往復に要する日数

は標準的には片道一ヶ月ほどなので、これをさしひくと、一行が大都に滞在したのはだいたい二ヶ月半程度と割り出される。またこの間、安珣には国王の扈從という任務があったわけであるから、本所伝に従えば、彼はその合間をぬって朱子の書を手ずから写し、またその真像を模したことになる。もちろん朱子の著作といっても様々であるし（『朱子全書』を写したとの説明が一部でなされているが、〈年譜〉には「朱子書」とあるのみである）、一書の全てを写したとも限らないから、比較的短期間であるからといって、それがただちに不自然ということにはならない。

しかし安珣には、かかる短期間の入元以前の段階で朱子学を知る機会が充分にあつたのではないかとおもわれる節がある。実は彼は、一二八九年以前に長期間にわたって禿魯花<sup>トルカク</sup> Turay (質子)として元に滞在しているのである。このことについては、すでに辺東明も簡単に指摘しているが、<sup>(30)</sup>ここではそれをさらに詳しく検討してみたい。

すなわち『高麗史』安珣伝には次のようにある。

忠烈王元年、出為尚州判官。……居三年、廉使褒其政清、遂徵為版図佐郎、俄遷殿中侍史、又選為禿魯花、例陞国子司業、由右司議、拜左副承旨。

これによると、安珣は忠烈王元年（一二七五）に尚州判官となり、在任三年後の忠烈王三年（一二七七）頃、版図佐郎となった。そしてその後、殿中侍御史にうつり、また禿魯花に選ばれ、例として国子司業に昇進し、さらに右司議大夫をへて左副承旨を拝したという。最後の左副承旨就任は忠烈王十四年（一二八八）のことであるから、<sup>(31)</sup>安珣が禿魯花となったのは一二七七年から一二八八年の間ということになる。

この禿魯花の制度的意義、なかならず高麗王家による禿魯花送遣とその意義については、拙稿「元朝ケシク制度と高麗王家——高麗・元関係における禿魯花の意義に関連して」（『史学雑誌』一一〇—二、二〇〇一年）におい

て詳論したので、全体的な内容については以下これに基づいて述べよう。

禿魯花とは、モンゴル皇帝が傘下の様々なレベルの政治勢力から支配層子弟を質子として徴集したもので、彼らはケシク *kesig*（親衛隊兼家政組織）に編入され、皇帝に近侍して奉仕した。高麗に対しても交戦期から禿魯花の提出が要求され、傍系の王族（永寧公綽）を王子と偽って遣わしたこともあったが、元との間では、一二七一年の王太子謀（のちの忠烈王）の派遣を皮切りに、歴代国王が王子ないしこれに代わる王族を派遣した。その状況は付表のごとくである。禿魯花は決して抑圧的な意味での人質であるだけではなかった。彼らが参加するケシクの地位は、皇帝に対する忠勤が勲功と称えられる榮譽ある特権であり、皇帝の恩寵のもとにモンゴル帝国支配層の一員として薰陶をうけ、能力が見込まれば政府の役職に抜擢される榮達の捷徑でもあった。高麗王家もまた、元の傘下における自らの地位の上昇と安定をはかって、かかる禿魯花・ケシクの特性を積極的に活用しており、そのことは同王家がモンゴル公主をめぐって帝室駙馬としての地位を獲得したことにとも関係する。

高麗が王族を禿魯花として派遣する際には、政府官僚の子弟から選ばれた禿魯花たちがこれに従った。付表より明らかのごとく、一二七七〜八八年間において高麗から禿魯花として派遣されたのは傍系の帶方公澂（顯宗の子平壤公基の後孫）である。<sup>32</sup> 彼は一二七四年に忠烈王が即位した後、本来その世子（忠烈王の初めに太子の称を改めた）が禿魯花として派遣されるところ、当人（のちの忠宣王）が幼少であったため、その代理として一二七五年の段階で一度禿魯花として派遣されている。しかしこのときの禿魯花は元によって不適格者とみなされ、翌年には帰国を命じられた。それが一二七九年にいたり、帶方公澂を長として禿魯花が再派遣されることになったのである。その後の禿魯花の派遣は一二九〇年の世子諫（のちの忠宣王）まで行われていない。すなわち安珣は、一二七九年の帶方公澂の派遣に際して禿魯花に加わったとみられる。

帶方公の派遣は、『高麗史』卷一九・忠烈王世家・五年（一二七九）三月丁巳に

派遣年次	被送者	備考
1 2 7 1	太子諶	のちの忠烈王
未派遣	小君潛	忠烈王の庶子
1 2 7 5	帶方公激	傍系
1 2 7 9	帶方公激	傍系
1 2 9 0	世子諫	のちの忠宣王
1 3 0 1	瑞興侯璵	傍系
1 3 0 8	世子鑑・王子燾	忠宣王の子。後者はのちの忠肅王
1 3 1 3	世子暉	傍系。のちの瀋王
1 3 2 8	世子禎	のちの忠恵王
1 3 4 1	元子昕・江陵大君祺	前者はのちの忠穆王。後者はのちの恭愍王

付表 元に派遣された高麗王族の禿魯花

(拙稿「元朝ケシク制度と高麗王家」に基づき作成)

遣帶方公激率禿魯花如元。金方慶子忻、元傅子貞、朴恒子元法、許珙子評、洪子藩子順、韓康子射奇、薛公儉子之冲、李尊庇子瑀、金周鼎子深等、衣冠子弟凡二十五人、皆超三等授職送之。とある。ここに安珣の名はみえないが、衣冠子弟の禿魯花のなかに含まれていたはずである。また禿魯花に対して「三等を超えて職を授けた」というが、この措置は前回一二七五年の派遣時にも行われている。<sup>33</sup>前掲『高麗史』安珣伝の記事における「選ばれて禿魯花となり、例として国子司業に陞」つたという「例」とは、このことをさすものであろう。禿魯花となる前、安珣は殿中侍御史（正六品）であった。国子司業（従四品）はちようど品階で三級昇進となり、田柴科や禄俸の支給規定では三級以上の差がつく。<sup>34</sup>

問題は安珣の帰国時期だが、帶方公一行はその後、必ずしもまとまって行動しなかつたらしい。帶方公自身については、『高麗史』巻二九・忠烈王世家・一〇年（一二八四）四月甲辰に「帶方公激等、以禿魯花如元」とあり、一二八四年までに一度帰国したうえで、再び禿魯花として入元している。その後の足跡は一二九二年に死去するまで不明だが、おそらく一二九〇年に世子諫が禿魯花になるのと交替で、あるいはそれ以前に、禿魯花としての役目を終えていたと考えられる。

一方、官僚子弟の禿魯花としては、前掲史料に金忻、元貞、朴元法、許評、洪順、韓謝奇、薛之冲、李瑀、金深の名があがっているが、朴全之、王惟紹も構成員であった<sup>(35)</sup>。

このうち金忻については、『高麗史』卷二九・忠烈王世家・八年（一二八二）一〇月丁未に「遣禿魯花上將軍金忻如元」とあり、やはり一二八二年までに一度帰国し、帶方公とは別個に再入元したことがわかる。また許評・金深・薛之忠・王惟紹については、『高麗史』卷三〇・忠烈王世家・一二年（一二八六）一月戊寅に「遣弓箭陪將軍許評・郎將金深・薛之忠・王維紹等九人如元」とあり、一二八六年までに一度帰国し、「弓箭陪」（ケシクな）いしその内部組織の職名を意味する<sup>(36)</sup>）として再入元したことがわかる。ケシクは許可や指示を受ければ一時的にその任を離れることもできたから、この種の帰国はおそらく一時的なものであって、禿魯花・ケシクとしての役目が終了していたわけではなかったとおもう。

なお金深については、その墓誌<sup>(37)</sup>に「丁亥、以西海道勸農使受命還国」とあるので、丁亥年（一二八七）に元から勸農使に任じられて帰国したことがわかる。一方、李瑀については、一二八七年に書かれた父尊庇の墓誌<sup>(38)</sup>に「時に上国の弓箭陪為り」と記されており、この年まだケシクの任にあったことがわかる。また朴全之の場合はその墓誌<sup>(39)</sup>に、丙戌年（一二八六）に元から征東行省照磨・儒学教授同提挙に任じられ帰国したとある。

安珣については一二八八年の左副承旨の就任まで足取りがつかめない。それ以前に右司議大夫に任じられたはずだが、禿魯花の在元中に人事異動が行われた可能性もある<sup>(40)</sup>ので、必ずしも高麗にいたとは限らない。ただ一二八八年四月には王の宴席に侍っている<sup>(41)</sup>ので、この年までに帰国したことは確かである。途中一時帰国をはさんだ可能性もあるが、少なくとも数年以上、長ければ一〇年近く、禿魯花として元にあったものとみられる。

元が大都をおいた燕京は、当時華北における朱子学の中心地であった<sup>(42)</sup>。その嚆矢は一二三五年にさかのぼり、この年、太宗オゴデイが南宋を攻撃した際、湖北の徳安で趙復という儒者が捕らえられた。当時モンゴル政府の

有力漢人スタッフ楊惟中の幕下にあった姚枢は、この趙復を通じて程朱性理の学を知り、楊惟中と相談のうえ、燕京に太極書院を創立して、二程・張・楊・游・朱の六君子を祀るとともに、趙復に講授させたのである。

また許衡は、金滅亡後の華北にあって、謝憲子から四書・伊洛性理の書を授けられた広平の竇黙と交流し、また一二四二年に蘇門に隠棲した姚枢を訪ねて程伊川の易伝、朱子の論孟集註、中庸・大学の章句・或問、小学などの書を得て、性理学の探究を進めていった。そして竇黙・姚枢に続いて一二五四年からクビライの王府に仕えることとなる。クビライ政権が発足すると、至元六年（一二六九）、燕京に国子学（国学）が創立され、翌々年に国子祭酒となった許衡の指導下で、その門生を中心に教授陣が組織され、教育内容が整えられていった。

許衡の退任後、国子学の運営は門生である耶律有尚にひきつがれたが、彼が退任した後、至元一三年（一二七六）頃、国子学は経営危機に直面した。これは当時、ムスリム官僚アフマッドの執政下で中国伝統の学校教育が重んじられなかったためとみられるが、至元一十九年（一二八二）にアフマッドが殺害されると、許衡にならぶ元代性理学の大立物である劉因、続いて再び耶律有尚の指導下で、国子学が復興にむかった。施設面の不備もウイグル知識人の阿魯渾薩理、耶律有尚、程鉅夫らの建言をうけて改善され、至元二四年（一二八七）に新学舎が建設され、管理機構の国子監も開設された。

このように元初の燕京では、国子学とその周辺の知識人たちを中心として朱子学が興隆しつつあり、これが官学として定着する土台が築かれていた。一二七九年に安珣が入元したとき、国子学の経営は逼迫していたわけだが、ほどなくアフマッドの死とともに復興にむかうのであり、そのような学問の底流は脈々とうけつがれていたであろう。「好学」をもって知られ、晩年には国学の振興に尽力した彼が、禿魯花選出にともなう特別人事とはいえ、高麗国学の国子司業に叙せられて元に長期滞在しながら、その都の教育・学問動向に無関心であったとか、何ら情報を得ていなかったとは、考えにくいとおもう。



前述のごとく、一二八九年に安珦が元によって高麗国儒学提挙に任じられたことを、朴龍雲は安珦が朱子学に目をむけるにいたった契機とみた。しかし上記のような状況を顧みるならば、順序はむしろ逆というべきであろう。儒学提挙司は高麗における元の最高統治機関たる征東行省の下部組織であった。征東行省の僚属は基本的に長官たる高麗王の保挙によって任命されたが、十三世紀末においては、忠烈王の側近で、訳官など対元交渉に活躍した人物、あるいは禿魯花となった人物など、すでに元側で一定の認知をうけている人物の起用がめだつた<sup>(43)</sup>。その傾向は当時の儒学提挙司官についても指摘できるが、この場合、元側の認知とはその学問的資質に対するものだった可能性が高い。すなわち、安珦以外に判明する二名のうち、まず「儒教教授同提挙」に任命された朴全之は、その墓誌（前出）によると、禿魯花として元に滞在するなかで中国の「耆儒高士」と盛んに交遊し、高い評価を得ていたという。また崔伯倫は、入元経験が確認されないものの、状元及第の名声が元に伝わった結果、「王京儒学教授」に任じられたらしい<sup>(44)</sup>。安珦についても、在元中の学問活動が儒学提挙任命の契機になった可能性が考慮されるところであろう。

このように本所伝の説くところとは異なり、むしろ安珦は、一二八九〜九〇年以前に禿魯花として元に長期滞在するなかで朱子学に出会った可能性が高いとおもう。本所伝においても、朱子書について、〈年譜〉に「未だ燕都に於いて行われず」といい、『麗儒考蹟』に「未だ燕に於いて大に行われず」とあることなどは、一時的な逼塞状態から復興・発展にむかおうという当時の元の国子学の状況と重なってもみえる。本所伝に一定の信憑性が見とめられるとすれば、それは一二八九〜九〇年ではなく、安珦が禿魯花として在元した時期の出来事だったかもしれない。あるいは一二九〇年に彼が朱子書の手録本を高麗にもたらしたのが事実であるとしても、朱子学との出会い自体はそれ以前にさかのぼるのではないだろうか。以上もまた推測の域を出るものではなく、安珦が朱子学を元で学んだことすら、厳密には史料的に必ずしも定かといえないところがある。しかしその蓋然性を評価

するとすれば、本所伝に如上の史料的問題が存する以上、安珣が一二八九〜九〇年以前に禿魯花として元に長期滞在した事実は、もはや軽視できないのである。

### おわりに

本稿では、安珣朱子学書将来説の信憑性をめぐり、その典拠について史料学的検討を加えると同時に、安珣が朱子学に出会った契機をいかにとらえるべきか再考してみた。

安珣朱子学書将来説は、十八世紀後半以降くりかえし刊行された『晦軒先生実記』に、十九世紀初の段階で増補された安珣の〈年譜〉に収められた記事に基づくものである。そして〈年譜〉の当該記事は、十六世紀半ば以降に著された李松齡の『麗儒考蹟』と、順興安氏の家史・系譜記録とみられる『家乗』に基づくものであった。しかし『麗儒考蹟』の記事は、十六世紀半ばを舞台とする逸話中であらわれた伝聞記事であり、史実性が不確かなものであった。『家乗』の記事もまた、後代の述作である可能性が疑われるものであった。このような〈年譜〉の記事に基づく形で安珣朱子学書将来説を自明の史実として語ることは、現時点において適当とはいえないであろう。

一方、同時代およびこれに準ずる史料を再検討した結果、安珣が朱子学に出会った契機としては、通説より早く、彼が一二七九年から帯方公激に随行する禿魯花として長期にわたって入元したことが注目されるにいたった。ところで、高麗人が禿魯花ないしケシクという制度・慣例を通じて中国の朱子学に接するということは、決してひとり安珣に限られた特殊現象ではなかった。それどころか、高麗知識人が中国において朱子学を学ぶにいたる初期段階の契機として、一般的な重要性をもつものであったと考えられる。この問題については次稿において

詳しく論じることにはしたい。

【付記】本稿は文部科学省科学研究費補助金(若手研究B)による研究成果の一部である。

注

- (1) 朱子学受容の史的前提に関しては、ひとまず以下の論考を参照。尹南漢「儒学の性格」(『한국사 6——高麗貴族社会の文化』국사편찬위원회, 一九七五年)、文喆永「麗末新興士大夫들의 新儒学 수용과 그 특징」(『韓國文化』三、一九八二年)、尹絲淳「朱子学以前の 性理学導入問題」(朴性鳳編「崔冲研究論叢」慶熙大学校出版局、一九八四年)、金忠烈「高麗儒学史」(改訂版、高麗大学校出版部、一九八四年)第三章、李丙燾「韓國儒学史」(亜細亞文化社、一九八七年)第六章、문철영「고려중기 사상계의 동향과 新儒学」(『国史館論叢』三七、一九九二年)、鄭修芽「高麗中期 改革政策과 그 思想的 背景——北宋, 新法, 의 수용에 관한 一考察」(『水邨朴永錫教授華甲紀念韓國史學論叢』探究堂、一九九二年)、辺東明「高麗後期性理学受容研究」(一潮閣、一九九五年)第一章第一節、문철영「신유학의 전래와 고려 사상계의 동향」(『한국사 21——고려 후기의 사상과 문화』국사편찬위원회、一九九六年)、문철영「주자성리학의 수용과 특징」(同前書)、李源明「高麗時代性理学受容研究」(国学資料院、一九九七年)第一〜三章、문철영「고려 유학사상의 새로운 모색」(경세원、二〇〇五年)。

(2) これに関しては李齊賢「樸翁稗説」(成簣堂文庫本)前集二のつぎのような記事が知られている。

嘗見神孝寺堂頭正文、年八十、善説語孟詩書、自言学於儒者安社俊。昔一士人入宋、聞荊公退処金陵、往從之、受毛詩、七伝而至社俊。故詩則專用王氏義、語孟及書、所説皆与朱子章句・蔡氏伝合。当是時二書未至東方。不知社俊何從得其義。

すなわち、朱子学が本格的に紹介される以前の儒者である安社俊なる人物が「論語」「孟子」「書経」を説くところ、朱子やその弟子蔡沈の所説に符合していたという。

- (3) 最近のまとまった論著だけでも、辺東明「高麗後期性理学受容研究」(前掲)、李源明「高麗時代性理学受容研究」(前掲)、都賢喆「高麗末 士大夫의 政治思想研究」(一潮閣、一九九九年)、金仁昊「高麗後期 士大夫의 經世論 研究」(혜안、一九九九年)、高惠玲「高麗後期 士大夫의 性理学 受容」(一潮閣、二〇〇一年)、申千湜「麗末鮮初 性理学의 受容과 学脈」(景仁文化社、二〇〇四年)、李楠福「高麗後期 新興士族의 研究」(景仁文化社、二〇〇四年)、문철영「고려 유학사상의 새로운 모색」(前掲)

などを数える。

- (4) この点に関して、朱子の昭穆説を批判した閔漬(二二四八〜二三二六)の朱子学認識を分析した李益柱「14세기 유학자의 현실 인식과 성리학 수용과정의 연구」—민지의 사례를 중심으로」(『역사와 현실』 四九、二〇〇三年)は注目される。
- (5) ロジェ・シャルチエらによって進められた「文化の歴史学」の方法を朱子学思想史に応用した論考として、小島毅「思想伝達媒体としての書物——朱子学の「文化の歴史学」序説」(宋代史研究会編『宋代社会のネットワーク』汲古書院、一九九八年)を参照。

(6) 尹潄均「朱子学の伝来とその影響に就いて」(『尹文学士遺藁』申奭鎬・末松保和、一九三三年)二五〜三一頁。

(7) 註6に同じ。

(8) 原文。『晩年常掛晦庵先生真、以致景慕、遂号晦軒』。

(9) 原文。『時程朱之学、始行中国、未及東方。頤正在元、得而学之、東還』。

(10) 李丙燾『韓国儒学史』(前掲) 八七〜八八頁。

(11) 朴龍雲『高麗時代史』(合巻版、知識産業社、一九八八年) 六四〇〜六四一頁。

(12) このことについて、『高麗史節要』巻二一・忠烈王一五年(二二八九) 四月には、「帝賜王金甕、以征東省都事安珣、為本国儒学提挙」とある。

(13) 金柄九『晦軒思想研究——教学思想을 中心으로』(学文社、一九八三年) 一一〜一一五頁。

(14) 辺東明『高麗後期性理学受容研究』(前掲) 二二〜三〇頁。

(15) 『高麗史』巻三〇・忠烈王世家・一五年(二二八九) 一月壬子および一六年三月丁卯。

(16) ただし厳密にいえば根拠史料に問題がないわけではない。すなわち白元恒の詩題の「晦軒安相国」という表記が二二九六・九七年頃の詩作当時のものであるという絶対的保証はない。朝鮮前期に編まれた『東文選』におけるこの種の人名表記は、その後の経歴をふまえて書き換えられる場合がある。例えば同書巻二一所収の柳淑「從玄陵朝元東還路上」では、恭愍王のことを陵号(玄陵)と呼んでおり、明らかに詩作当時の表記ではない。安珣の肩書が具体的な職名で記され、それが最終職歴でなければ、該職在任中または次の職にうつる前の詩といえようが、「相国」とは最終的に筆頭宰相(中贊)の職をもって致仕した彼に対する後代の尊称である可能性が残される。その場合、晦軒という号についても後代の表記である疑いが生じよう。もっとも高麗では、宰相府で

ある中書門下（後に僉議府）の宰臣と機密顧問をつとめる枢密院（後に密直司）の高官（枢密）が、いずれも相国と称されたらしい。例えば李奎報『東国李相国集』では、参知政事（下級宰臣職の一）の金元義のことを「参政相国」と呼び、枢密院使（枢密職の一）の李績のことを「枢密相国」と呼んでいる（それぞれ巻三五・金紫光禄大夫参知政事上将军金公夫人印氏墓誌銘、巻三六・銀青光禄大夫枢密院使御史大夫李公墓誌銘并序）。安珣は一二九五年に密直司使（枢密職の一）、一二九七年に僉議参理（宰臣職の一）に任じられているので（ただし一二九六年には三司左使に移っている）、詩作時に「安相国」と呼ばれたとしても不自然ではない。

- (17) 原文（一）内は割註。『至於立朝事蹟、頗有散出於史伝者、而実記所載、只就麗史本伝、節取十余条。故如諫忠宣・忤權倖・納臧獲・献宅移居・不参懇元使困王宮・録朱子書・与学官論性理等事、皆其可伝之大家、而闕而不見。且凶形致祭、在忠肅五年戊午、而誤係以忠烈三十四年戊申。漏略訛舛、無以徴示。在默為是之懼、広考勝国諸史（鄭河東麟趾高麗史、徐四佳居正東国通鑑、兪市南榮麗史提綱、林老村象徳東史会綱）、傍搜諸家文字、参互攷証、補闕正謬、為年譜一編（依朱子所編伊川年譜例、每条下註其所出書名。既成、又得宗人夢白甫年譜草、只拋河東史、与世乘互有詳略、比実記稍該。可見用心之勤、但諫忠宣・録朱書・不参訴元困宮等事、二本俱無之）』。

(18) 東京大学東洋文化研究所蔵本（請求記号 史伝記 K家譜602-02-07）を参照。

- (19) 後述のように（年譜）の典拠表示には少なくとも六件の誤りがあるが、各典拠間の参照件数の比率に大きな変動はきたさない。
- (20) ⑦の三別抄の乱や、⑳の入元に関する付記事項の一部は、典拠の記事内容を参照しつつも独自に叙述した文章となっている。
- (21) 校書郎・直翰林院の叙任について述べた⑤に関しては、典拠の『高麗史』安珣伝において直前に科擧及第のことが記されるため、これに伴う叙任と捉えて同じ年条に掲げた可能性が考えられる。また⑳に関しては、前述のごとく典拠表示に問題があり、記載された『東国通鑑』では前半の入元からの帰国のことしか述べられず、後半の副知密直司事叙任については、『高麗史』安珣伝が参照されなくてはならない。ただし列伝でも当該記事には紀年がないが、その前後に高麗国儒学提擧就任（一二八九年）と合浦出鎮（一二九四年）のことが記されているため、この間の一二九〇年に安珣が入元から帰国した際に叙任が行われたと判断した可能性が考えられる。

- (22) 一二八九年に安珣が高麗国儒学提擧に就任したことについて、⑰では九月の出来事としているが、これは官司としての高麗国儒学提擧司が正式に設置された月であるらしい。『高麗史節要』卷二二をみれば、安珣が同職に就任したのはこれに先だつ四月だつ

たことがわかるのだが(註12参照)、〈年譜〉撰者は「節要」を確認しなかったのであろう。

- (23) 前述のごとく尹瑑均は、〈年譜〉癸卯年条にみえる中国への金文鼎派遣(39)について、入手物件中に「朱子新書」があり、その典拠が『東国通鑑』となっているが、実際の『東国通鑑』には関係記事が存在しないと指摘している。三刊本IIではこの部分の典拠が「列伝・通鑑」、硯山本では「世家・列伝・通鑑」となっているが、『高麗史』にこの記載がないことから、尹はこれを『東国通鑑』によるとされているものと考えたのであろう。しかし重刊本ではその典拠が「列伝・通鑑・家乗」となっているため、『家乗』による記載とみることができ(これについては本文でも後述する)。

- (24) 申欽『象村集』巻二六・贈大匡輔国崇祿大夫議政府領議政兼領經筵弘文館芸文館春秋館觀象監事世子師行資憲大夫兵曹判書兼知經筵事李公神道碑銘。

- (25) 仁祖一八年(一六四〇)五月三日・孝宗七年(一六五六)一〇月三〇日条に「副司果」、仁祖三三年(一六四五)十一月二三日条に「司僕寺主簿」、仁祖二四年(一六四六)三月一八日・同六月一日条に「戸曹佐郎」、仁祖二五年(一六四七)八月一日・同二六年一月八日・孝宗八年(一六五七)三月二六日条に「郎庁」、仁祖二五年(一六四七)二月三日条に「司藥正」、仁祖二六年(一六四八)一月六日・同二八日・孝宗即位年(一六四九)二月三日・同元年(一六五〇)六月二七日条に「瑞興府使」、孝宗八年(一六五七)正月二二日条に「副司直」、孝宗四年(一六五三)二月六日条に「府使」、孝宗八年(一六五七)正月一日条に「郎庁・前府使」、孝宗九年(一六五八)五月二〇日条に「長城府使」、孝宗一〇年(一六五九)正月八日・同一〇日条に「沔川郡守」、顯宗四年(一六六三)八月三日条に「郡守」、顯宗五年(一六六四)閏六月一三日・同一六日・同二八日・同一月三日条に「江華經歷」、顯宗六年(一六六五)二月二六日・同七年(一六六六)正月三日条に「泰安郡守」、顯宗七年(一六六六)正月一日・同二月九日・同一月三〇日・肅宗一三年(一六八七)三月一〇日条に「尚州牧使」、景宗四年(一七二四)四月二四日・英祖一二年(一七三六)四月一八日条に「幼学」と現れる。

- (26) 以上のような朝鮮前期の安珣後孫に対する恩典については、『実記』所収の〈年譜〉(重刊本以降)、〈保有録〉(重刊本以降)、安応昌撰、〈墓誌〉(安応昌撰)、また申翊聖「言行記」(前述)や金世濂「神道碑」(前述)などを参照。

- (27) 『朝鮮成宗実録』巻一八一・一六年(一四八五)七月戊午。

- (28) 『朝鮮宣祖実録』巻一七二・三七年(一六〇九)三月己巳・庚午。

- (29) 『順興安氏族譜(丙子大譜)』(一九三六年)修譜録(韓国国立中央図書館蔵本(請求記号 한古朝58가1-30)参照)によると、

丙午(一五四六)、己亥(一六五九)、乙酉(一七六五)、丁巳(一七九七)、甲申(一八二四)、庚寅(一八三〇)、乙巳(一八四五)、乙丑(一八六五)戊辰(一八六八)、甲戌(一八七四)、庚子(一九〇〇)、戊午(一九一八)、丙子(一九三六)の各年に大同譜が作製されたという。

(30) 辺東明『高麗後期性理学受容研究』(前掲)二九頁、註五一。

(31) 『高麗史』卷三〇・忠烈王世家・一四年正月己丑。

(32) 帯方公の禿魯花派遣とその意味については、拙稿「元朝ケシク制度と高麗王家―高麗・元関係における禿魯花の意義に関連して」(前掲)六八〜六九・七四〜七七頁を参照。

(33) 『高麗史』卷二八・忠烈王世家・元年(一二七五)六月甲子に「新定禿魯花、超三等授職。都校署丞韓謝奇、僕射康之子、樞密李汾禧之婿。年末二十、超拜八品。人多非之」とある。

(34) 『高麗史』卷七八・食貨志・田制・田柴科によると、文宗三〇年(一〇七六)更定の両班田柴科において、殿中侍御史は第十一科(田四十五結・柴十二結)、国子司業は第七科(田六十五結・柴二十四結)である。一方、『高麗史』卷八〇・食貨志・禄俸によると、文宗三〇年所定の文武班禄において、殿中侍御史は一九位(八六石一〇斗)、国子司業は一四・一五位(一五三石五斗・一四〇石)である。

(35) 朴全之については、その墓誌(金龍善編『高麗墓誌銘集成(第三版)』(翰林大学校出版部、二〇〇一年)四五四〜四五七頁)に、「□□春……是年本国、奉世祖皇帝詔旨、揀選公卿子弟、入侍天庭、公哀然為拳首、辞国赴朝」とある。紀年が欠字となっているが、前後の事跡の紀年が丁丑の翌年(一二七八)、および己丑年(一二八九)であり、この間、すなわち一二七九年の禿魯花派遣であったことがわかる。王惟紹については『高麗史』卷一二五の本伝に「忠烈朝、補郎將、以弓箭陪如元。惟紹妻、上將軍宋琰女也。貌美、惟紹以禿魯花入元、宦官金呂私之、遂密納于内」とある。惟紹は忠烈王代に弓箭陪(ケシクないしその内部組織の職名。次註参照)として入元したが、禿魯花としての派遣であったことが窺われる。そしてこの後本文中で述べるように、惟紹は一二八六年に帯方公随従の禿魯花たちとともに弓箭陪として行動していることから、彼もまた帯方公随従の禿魯花であったと考えられる。

(36) 「弓箭陪」がケシクないしその内部組織の職名に相当することは、拙稿「元朝ケシク制度と高麗王家―高麗・元関係における禿魯花の意義に関連して」(前掲)第一章第二節参照。

- (37) 金龍善編『高麗墓誌銘集成(第三版)』(前掲) 五〇一〜五〇四頁。
- (38) 金龍善編『高麗墓誌銘集成(第三版)』(前掲) 三九七〜三九八頁。
- (39) 金龍善編『高麗墓誌銘集成(第三版)』(前掲) 四五四〜四五七頁。
- (40) 例えば前述の金深墓誌によると、金深は入元後、最終的に帰国する前の辛巳年(一二八一)に郎將に叙せられている。
- (41) 『高麗史』卷二〇・忠烈王世家・一四年(一二八八) 四月戊寅。
- (42) 元初の燕京における朱子学の興起については、阿部健夫「元代知識人と科挙」(同著『元代史の研究』創文社、一九七二年) 参照。
- (43) 張東翼『高麗後期外交史研究』(二潮閣、一九九四年) 五三〜五六頁参照。
- (44) 『稼亭集』卷一一・大元故將仕郎遼陽路盖州判官高麗国正順大夫檢校成均大司成芸文館提學同知春秋館事崔君墓誌。崔伯倫の就任年次は不明だが、彼の科挙及第は忠烈王八年(一二八二)のことであるから、『高麗史』卷二九・忠烈王世家・八年二月戊午、その名聲が元に伝わることで儒学教授の任命が行われたのは、十三世紀末頃とみてよいだろう。
- (補注) 安珣の遺文と伝えられる「諭国子諸生」でも朱子書との出会いが述べられるが、これは安在黙が重刊本刊行時に他家より見つけて収録したもので、もともとは権近(一二三二〜一四〇九)の後孫宅にあったという(重刊本卷一・文および安在黙識語)。来歴が不確かなので、本稿ではひとまずこれを採らないでおく。なおその出典を権近『陽村集』とするのは(前述)、三刊本I以降の書換えである。